

BUSINESS ACCOUNT規定 新旧対照表

旧	新
<p>第5条 届出事項の変更など</p> <p>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名に宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当社に返送された場合、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</p>	<p>第5条 届出事項の変更など</p> <p>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めたときは、お客さまに事前に通知することなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できるものとします。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、お客さまに事前に通知することなく、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</p>